



すべてのサービスは、市内に住所がある方が対象です。

敬老マツサージサービス事業

あん摩、マツサージ、指圧、はり、きゅうのいずれかを年一回、無料で受けられる利用券を交付します。

利用券は4月末に郵送予定、申請は不要です。昨年度までの年一回が、今年度から年一回になります。

対象：70歳以上の方(年度内に70歳に達する方を含む)

老人憩いの家の利用
無料で談話室などが利用できます。

●小ヶ谷老人憩いの家
☎245-8494

●高階北老人憩いの家
☎248-6565

●川越駅東口老人憩いの家
☎228-7717

対象：60歳以上

市内循環バス(川越シャトル)特別乗車証の交付

対象：70歳以上

料金：一乗車百円(80歳以上は無料)
老人福祉センターの利用

無料で大広間・娯楽室・浴場などが利用できます。心身障害者・母子世帯の方も利用可能です。

●東後楽会館 ☎224-3366
●西後楽会館 ☎232-6177

要介護高齢者等手当の支給

要介護高齢者と、その介護者に手当を支給します。入院している場合は、お尋ねください。

対象：65歳以上で在宅の要介護高齢者(要介護3〜5)と、同高齢者を毎日介護している方

支給額：要介護高齢者Ⅱ月額六千円

▼介護者Ⅱ月額六千五百円

必要書類：要介護高齢者と介護者の預(貯)金口座が分かる物

紙おむつの給付

月額五千円の範囲内で紙おむつを給付します。申請の翌月から支給を開始します。

対象：65歳以上で在宅の要介護高齢者(要介護1〜5)で、失禁の状態にあり、排泄の介助が必要な方

配食サービス(食の自立支援)

一日一食(昼または夕)、週四食まで、調理された食事を自宅に届けながら、安否を確認します。申請後に訪問調査が有ります。

対象：在宅の65歳以上で、次の要件を満たしている方

- ①世帯全員が65歳以上
- ②老衰・心身の障害・傷病により、自分で調理することが困難

費用：一食当たり三百円
家族介護慰労金の支給

要介護4・5の介護保険被保険者を、主として在宅で介護している家族に慰労金を支給します。

対象：次の要件をすべて満たしている家族

- ①要介護高齢者および家族のいずれも市民税が非課税
- ②有効期間内に継続して一年間、介護保険サービス(年通算七日

以内の短期入所サービス利用を除く)を利用していない

支給額：年間十万円

*要介護高齢者等手当と重複して支給を受けられません。

訪問理美容サービス

理・美容師が在宅高齢者の自宅を訪問し、調髪などを行います。

対象：在宅の65歳以上で、身体機能の低下や病気などにより、理・美容院へ行くことが困難な方(要支援または要介護)

費用：一回当たり二千円(調髪またはカットのみの場合)

利用回数：年度内四回(申請月により回数が異なります)

生活管理指導員等派遣

対象：介護保険の対象でない65歳以上で、日常生活を営むことが困難な方

費用：所得税額により異なる
利用回数：週一回一時間以内

生活管理指導短期宿泊

対象：介護保険の対象でない65歳以上で、家族が冠婚葬祭などで不在の場合に一人で生活することが不安な方

費用：一日千七百三十円
利用回数：年度内七日

利用施設：養護老人ホーム・やまぶき荘

障害者福祉課のお知らせ

障害者福祉課 ☎224-5785

Fax 225-3033

●障害サービスの負担軽減

4月から、障害のある方が利用する次のサービスで、低所得の方は自己負担額(実費負担分などを除く)が無料になります。

対象となるサービス

障害福祉サービス(介護給付費・訓練等給付費)、補装具費、日常生活用具費、移動支援事業、日中一時支援事業、地域活動支援センター事業

対象…市町村民税が非課税世帯の障害者・障害児

●難病患者見舞金の申請

難病患者の方に、見舞金を支給します。次の対象に該当する方は、障害者福祉課(本庁舎1階)で申請してください。平成22年度の申請は、来年3月31日まで受け付けます。

支給額…年36,000円

対象…市内に1年以上居住し、難病に係る生活保護の医療扶助を受けている方、または申請時が有効期限内である次の受給者証などの交付を受けている方

- 特定疾患医療受給者証(埼玉県発行)
- 指定疾患医療受給者証(埼玉県発行)
- 川越市小児慢性特定疾患医療受診券

持ち物…各医療受給者証・印鑑・本人名義の預(貯)金通帳

●福祉タクシー利用券

次の対象に該当し、福祉タクシーを利用したい方は、申請が必要です。障害者手帳と印鑑を持参して、障害者福祉課に申請してください。なお、登録申請済みの方は、平成22年度分の福祉タクシー利用券を送付しています。

対象…身体障害者手帳1級・2級、療育手帳(A・A)、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている在宅の方

日常生活用具の給付・貸与

●給付(自動消火器・火災警報器・電磁調理器)

対象…自動消火器・火災警報器Ⅱ65歳以上で、在宅の要介護高齢者(要介護1~5)または、一人暮らしの方▼電磁調理器Ⅱ在宅の65歳以上で、一人暮らしの方

費用…生計中心者の所得状況により自己負担有り

●貸与(電話)

対象…65歳以上の一人暮らしで、平成21年分の所得税が非課税の方
必要書類…源泉徴収票・確定申告書の写しなど、生計中心者の平成21

年分の所得税額を確認できる書類

*基本使用料は、市が負担します。

消防局への緊急通報システムの貸与

対象…おおむね65歳以上の一人暮らし(八時間以上一人になる方を含む)で、慢性疾患により常時注意を要し、使用できる電話がある方

費用…設置工事は無料(おおむね八時間以上一人になる方の世帯で、生計中心者の平成21年分の所得税が課税の場合は、一部自己負担)

*電話回線の基本料金・通話料金は自己負担です。

*申請の翌月末に設置します。

生きがい活動支援通所

居住地域により、利用施設を決定します(送迎・給食有り、入浴無し)。

対象…介護保険の対象でない65歳以上で、家に閉じこもりがちなる方

費用…一日六百円

利用回数…週一回

利用施設…総合福祉センター・オアシス▼霞ヶ関東デイサービスセンター▼西後楽会館デイサービスセンター

寝具乾燥(年度内十回まで)

対象…65歳以上で在宅の要介護高齢者等手当を受給している方のうち、平成21年分の所得税が非課税

世帯の方

費用…無料

徘徊高齢者等家族支援サービス

「徘徊探知システム」の利用経費の一部を助成します。

対象…65歳以上の徘徊高齢者を居宅で介護している家族

種類…GPS方式

助成額…申込料Ⅱ全額▼機器の月額使用料Ⅱ二分の一(限度額二千元)

その他のサービス

●寝具丸洗い事業

●障害者控除対象者認定

●貸しおむつ(紙おむつの給付事業との併用不可)